

広島市心身障害者福祉センター指定管理者候補者の選定要綱

1 施設の概要

- (1) 施設名及び所在地
広島市心身障害者福祉センター 広島市東区光町二丁目1番5号
ただし、(3)オカの事業については、指定期間中に別施設への移転を予定しており、移転後の所在地は、広島市東区光町二丁目1番55号とする。
- (2) 設置目的
心身障害者に対して、健康の増進、教養の向上等のための便宜を総合的に供与し、心身障害者の福祉の増進を図ることを目的とする。
- (3) 事業内容
ア 心身障害者に対するスポーツ及びレクリエーションの指導
イ 心身障害者の生活、医療、訓練等に関する各種の相談の実施
ウ 心身障害者に対する各種の訓練及び講習会の実施
エ 心身障害者の活動のための場の提供
オ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第7項に規定する生活介護事業
カ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第25項に規定する地域活動支援センターとして創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の便宜を供与する事業
キ その他市長が必要と認める事業
- (4) 現在の指定管理者
社会福祉法人広島市社会福祉事業団

2 選定の概要

- (1) 指定管理者候補者名（予定）
社会福祉法人広島市社会福祉事業団
- (2) 非公募とする理由
心身障害者福祉センターは、心身障害者の健康の増進、教養の向上等のための便宜を総合的に供与し、心身障害者の福祉の増進を図ることを目的とする施設であり、障害福祉に関する高度で専門的な知識を有する経験豊富な職員を多く有し、一般の事業所では受入れが困難な重度の知的障害者等に対する支援や関係団体と連携した障害者スポーツの振興などに長年にわたって取り組んでいる社会福祉法人広島市社会福祉事業団に管理させることで、施設機能が発揮される施設である。
このため、同法人を非公募により指定管理者とする。
- (3) 指定期間
令和4年4月1日～令和9年3月31日
- (4) 管理の基準
ア 休館日
(ア) 生活介護及び地域活動支援センター（以下「生活介護等」という。）
土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、8月6日、12月29日から翌年1月3日まで
(イ) 生活介護等以外
水曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日の翌日（ただし、休日が火曜日に当たるときは、その翌々日）、8月6日、12月29日から翌年1月3日まで
イ 開館時間
(ア) 生活介護等
午前9時から午後4時30分まで
(イ) 生活介護等以外
午前9時から午後9時まで
ウ 生活介護等の提供時間
午前9時45分から午後3時45分まで
エ 定員
(ア) 重介護サービス室 5人
(イ) 作業室 30人
オ 特記事項
申請者から休館日や開館時間の変更について提案を受ける。
- (5) 業務の内容等
ア 心身障害者福祉センターの事業の実施に関すること。
イ 心身障害者福祉センターの専用許可に関すること。（「緊急の場合（避難場所の開設等）は許可を取り消す。」などの条件を付す。）

- ウ 心身障害者福祉センターへの入場の制限に関する事。
- エ 心身障害者福祉センターの特別設備の設置の許可に関する事。（「緊急の場合（避難場所の開設等）は許可を取り消す。」などの条件を付す。）
- オ 心身障害者福祉センターの施設等の維持管理に関する事。
- カ その他市長が定める業務
- キ 特記事項
 - (ア) 利用料金制を導入済み。
 - (イ) 申請者から市が示す基準値を達成するための利用促進策の提案を求める。
 - (ウ) 避難場所として使用される場合は、市からの指示等も受けながら、適切に対応すること。

(6) 配置人員

ア 生活介護等

- (ア) 19人を標準とする。
- (イ) うち専門職員
管理者1人、サービス管理責任者1人（管理者と兼務可）、生活支援員15人、看護師2人を標準とする。

イ 生活介護等以外

- (ア) 25人を標準とする。
- (イ) うち専門職員
理学療法士1人、指導員〔体育担当〕11人、指導員〔文化担当〕3人、看護師1人を標準とする。
- (ウ) うち有資格者（専門職員を除く。）
管理監督的な地位にある者で、防火管理者の資格を有する者1人、また、プール7管理者の資格〔水泳指導管理士等〕を有する者1人を必置とする。ただし、適正に防火管理業務、プール管理業務が行える場合は、本部等の職員とすることができる。さらに、配置人員のうち1人は、プール衛生管理者の資格を有する者を必置とする。

(7) 指定管理料の上限額（5年間分）

12億8,398万8千円

なお、指定期間中に消費税率が引き上げられた場合は、指定管理料を増額するなど適切な措置を講ずる。

また、指定期間中に一部機能の移転を予定しているため、これによる業務範囲の変更に伴い、所要経費の変更が生じた場合は、指定管理料を調整する。

(8) 指定管理料の支払方法

ア 指定管理料は、原則、前金払とする。

なお、指定管理者の申し出によって、概算払とすることができる。

イ 支払は、毎月払とする。

(9) 評価基準等

ア 欠格事項

申請日において、次のいずれかに該当する場合は、選定の対象外とする。

- (ア) 広島市競争入札参加資格者指名停止措置要綱に規定する指名停止の措置要件に該当している場合
- (イ) 広島市税、法人税又は消費税及び地方消費税を滞納している場合
- (ウ) 労働基準法等労働者使用関連法令に違反し、極めて重大な社会的影響を及ぼしている場合
- (エ) 障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく障害者雇用率が達成されておらず、かつ、障害者雇用納付金も滞納している場合
- (オ) 広島市が設置する公の施設の指定管理者として指定を受けたが、その指定を取り消され、当該処分の日から2年を経過しない場合（ただし、不可抗力による場合を除く。）

